

新年を迎えて

農林水産省 消費・安全局 植物防疫課長 ^{おお}大 ^{とも}友 ^{てつ}哲 ^や也

2014 年を迎え、皆様に新年のお慶びを申し上げます。植物防疫課における最近の動きなどを紹介し、新年のご挨拶とさせていただきます。

まず、病害虫の防除については、食の安全や環境問題への関心が高まる中で、これらの要求にも応えつつ農産物の安定生産を図るため、病害虫防除をいかに適切に実施するかが課題となっています。このような状況も踏まえ、総合的病害虫・雑草管理（Integrated Pest Management: IPM）への転換を進めてきています。

IPM を実効性の高いものにするためには、病害虫の発生動向を的確に把握する必要があります。より精度の高い発生予察情報を提供するため、調査方法の見直しや新設に向けた取組を 2010 ～ 14 年度の間に委託事業として実施してきており、効率的・効果的な防除が可能となる防除技術などの確立を目指しております。

また、無人ヘリコプターによる防除については、水稻を中心に利用拡大しており、労働力の高齢化が進行した産地では共同防除の基幹的な手段となっています。一方で、防除にあたっては計画段階から実施段階までを通じて十分な安全対策を講じることが重要であり、そのことを各都道府県段階、市町村や実施地区段階での協議会を通じて徹底することが有効だと考えています。引き続き、通知に基づいて地区協議会の組織化、安全対策の徹底を進めていきたいと考えています。

土壌病害の防除に使用される臭化メチルについては、我が国は土壌消毒用途の使用を既に全廃しており、収獲物用途の使用も 2013 年末で最後としています。農水省では、臭化メチルの代替技術の栽培マニュアルを実用化し、産地へ普及中ですが、収獲物用途についても研究開発事業において、平成 25 年度から技術マニュアルの作成に取り組んでいます。

次に国内検疫については、農業生産に多大な被害を与えるおそれがある重要病害虫の侵入・まん延を防止するため、輸入時（水際）の検疫措置のみならず、国内においても適切な対応を実施することが重要です。このため、都道府県および植物防疫所は、火傷病菌やミカンコミバエ種群等を対象とした侵入警戒調査を実施しています。これらの病害虫が万が一侵入した場合には、関係都道府県と連携し、そのまん延防止を図るため、必要に応じて移動規制や緊急防除等の措置を講じることとしています。

これらの取組の中で、当課としては、現在、ウメ輪紋ウイルスの根絶に最も力を入れており、東京都青梅市、大阪府富田林市、兵庫県伊丹市等 3 都道府県 13 市町で、

植物防疫法に基づく緊急防除を実施しています。昨年の調査では、感染地域から多数の感染植物が確認されました。引き続き、徹底的な全国調査が必要と考えておりますが、幸いにも、これまでの調査では、主要な果樹産地での感染拡大は確認されていません。感染植物の確認には、全国調査のほかに、一般消費者を含めた幅広い関係者からの通報が効果を上げています。ウメ輪紋病の疑いのある症状などを確認した場合は、積極的な情報提供をお願いします。

また、南西諸島などの一部地域に発生しているアリモドキゾウムシおよびカンキツグリーニング病菌等の重要病害虫については、植物防疫法に基づく移動規制によりまん延を防止するとともに、根絶を目指した防除事業を進めているところです。事業を一層推進していくためには、アリモドキゾウムシの不妊虫を低コストで大量に増殖するための人工飼料やカンキツグリーニング病菌の低濃度感染樹の高効率検出方法等の防除技術の高度化が必要と考えております。

次に輸入検疫については、我が国の農業にとって有害な病害虫の侵入を確実に防止するため、国際的なルールに基づき、科学的根拠および経済的重要性の観点から病害虫のリスクアナリシスを実施し、検疫対象の病害虫をリスト化して明確化するとともに、病害虫リスクに応じて、適切な検疫措置を適用することに努めています。

また、昨年、我が国は「食料および農業のための植物遺伝資源に関する国際条約（ITPGR）」に加入しました。今後、遺伝資源として、海外からの種苗類の輸入が増加することも予想されます。種苗類は、輸入後に国内で栽培されるので、病害虫の侵入・まん延リスクが高く、特に注意が必要です。したがって、輸出国に栽培地検査などを要求するなどリスクに応じた植物検疫条件が設定されています。種苗類の輸入にあたっては、我が国国内への病害虫の侵入・まん延を防ぐため、植物検疫制度を十分ご理解いただき、ご不明な点があれば最寄りの植物防疫所にお問い合わせをいただくようお願いいたします。

最後に輸出検疫については、我が国農産物の輸出の拡大に向け、昨年 10 月から全国で植物検疫制度や手続きに関する説明会を開催するなどその取組を強化するとともに、卸売市場や生産地等の集荷地での輸出検査の円滑な実施や、病害虫防除に関する情報提供等の充実に引き続き取り組むこととしています。

これらの課題を解決するためには、引き続き農業者、都道府県、植物防疫所および民間等の関係機関が適切に連携することが重要と考えております。本誌読者の皆様にも、一層のご理解とご協力をお願いします。